

盛岡市都南体育館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 盛岡市都南体育館 |
| (2) 位 置 | 盛岡市津志田14地割19番地 1 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和12年 3 月31日（5 年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募 |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 見前地区スポーツ振興会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 地域におけるスポーツ大会、講習会等の開催及びスポーツ普及活動
- ・ 地域住民の健康づくり、体力向上に関する事業
- ・ 総合型地域スポーツクラブ事業の推進
- ・ 体育館の管理運営受託のほか、体育施設の貸出し及び利用促進
- ・ （公財）岩手県スポーツ協会、（公財）盛岡市スポーツ協会、岩手県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会並びに地域の学校教育、社会教育、福祉機関等との連絡協調
- ・ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

- (4) 候補者の実績

盛岡市都南体育館（平成19年度～令和 6 年度）

3 経過

- | | |
|----------------|------------------------|
| 令和 6 年 7 月 1 日 | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |
| 7 月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月17日 | 申請予定者説明会の開催（1 団体の参加） |
| 7 月22日～8 月20日 | 公募期間 |
| 9 月 2 日 | 審査の実施 |

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	見前地区スポーツ振 興会	680.0点	517.9点	76.2%	13,177,000円	13,177,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

長年にわたる地域へのスポーツ振興の貢献度が高いほか、パラスポーツへも取り組んでいる点が評価された。また、地域住民及び利用者の視点での管理運営が期待できる点も評価された。

6 審査員

- | | |
|----------------------------------|---------|
| (1) 国立大学法人岩手大学名誉教授 | 小笠原 義 文 |
| (2) 一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会常務理事兼事務局長 | 三 浦 拓 朗 |
| (3) 盛岡広域振興局経営企画部特命課長（特定課題） | 鈴 木 学 |
| (4) 盛岡市交流推進部スポーツ推進課長 | 箱 石 元 |

盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 名 称 | 盛岡市立愛宕山老人福祉センター |
| (2) 位 置 | 盛岡市愛宕町14番1号 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募 |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になって、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター、障がい者支援施設等の指定管理を行っている。

3 経過

- | | |
|-------------|------------------------|
| 令和6年7月12日 | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |
| 7月12日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月19日 | 申請予定者説明会の開催（1団体の参加） |
| 7月31日～8月30日 | 公募期間 |
| 9月26日 | 審査の実施 |

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団	736点	433.1点	58.8%	8,929,000円	8,929,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

地域と深く交わり、また利用者のニーズの把握に努めている点が評価された。

6 審査員

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 岩手県立大学社会福祉学部教授 | 鈴木 力 雄 |
| (2) 盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長 | 遠 藤 要 |
| (3) 盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員 | 工 藤 公 平 |
| (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 | 山 崎 剛 |

盛岡市立みたけ老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 名 称 | 盛岡市立みたけ老人福祉センター |
| (2) 位 置 | 盛岡市みたけ三丁目13番23号 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募 |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になって、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター、障がい者支援施設等の指定管理を行っている。

3 経過

- | | |
|-------------|------------------------|
| 令和6年7月12日 | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |
| 7月12日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月19日 | 申請予定者説明会の開催（1団体の参加） |
| 7月31日～8月30日 | 公募期間 |
| 9月26日 | 審査の実施 |

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団	856点	527.4点	61.6%	12,686,000円	12,686,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

センターの設置目的に合致した運営を行いながら、自主事業及び介護予防事業に着実に取り組んでいる点が評価された。

6 審査員

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 岩手県立大学社会福祉学部教授 | 鈴木 力 雄 |
| (2) 盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長 | 遠 藤 要 |
| (3) 盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員 | 工 藤 公 平 |
| (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 | 山 崎 剛 |

盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名 称 | ア 盛岡市立築川老人福祉センター
イ 盛岡市立川目児童センター築川分室 |
| (2) 位 置 | ア 盛岡市川目第10地割78番地 1
イ 盛岡市川目第10地割78番地 1 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和12年 3 月31日（5 年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター及び障がい者支援施設等の86施設 1 分室の管理運営を行っている。（令和6年度）

3 経過

令和 6 年 6 月28日	申請依頼・仕様書等の送付
7 月 1 日～7 月31日	申請期間

8月20日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	736.0点	454.0点	61.7%	14,356,000円	14,356,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまで施設の管理運営を担ってきた多くの実績があり、安定した施設管理及び事業運営が期待できる点や、地域や高齢者との繋がりを大切にしたセンター運営が図られている点が評価された。

6 審査員

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長 | 竹 原 和 浩 |
| (2) 盛岡市財政部資産経営課長 | 佐々木 俊 幸 |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 | 山 崎 剛 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 | 杉 田 博 信 |

盛岡市立飯岡児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 名 称 | 盛岡市立飯岡児童センター |
| (2) 位 置 | 盛岡市下飯岡11地割 321番地 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募 |
| | （非公募理由） |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- | |
|--------------|
| (2) 指定管理者候補者 |
|--------------|

- | | |
|------------|------------------|
| ・ 団体名称 | 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団 |
| ・ 新規、再指定の別 | 再指定 |

- | |
|----------------|
| (3) 候補者の主な業務内容 |
|----------------|

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

- | |
|------------|
| (4) 候補者の実績 |
|------------|

盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター及び障がい者支援施設等の86施設1分室の管理運営を行っている。（令和6年度）

3 経過

- | | |
|------------|--------------|
| 令和6年6月28日 | 申請依頼・仕様書等の送付 |
| 7月1日～7月31日 | 申請期間 |
| 8月20日 | 審査の実施 |

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	534.0点	331.5点	62.1%	16,083,000円	16,083,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の 100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

地域との信頼関係も厚く、周辺の他の施設との連携、協力が図られ、今後も継続して地域福祉の推進、地域の交流拠点としての機能が期待できる点が評価された。

6 審査員

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長 | 竹 原 和 浩 |
| (2) 盛岡市財政部資産経営課長 | 佐々木 俊 幸 |
| (3) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 | 杉 田 博 信 |

盛岡市立見前北児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 盛岡市立見前北児童センター |
| (2) 位 置 | 盛岡市西見前18地割17番地 1 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和12年 3 月31日（5 年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募 |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター及び障がい者支援施設等の86施設 1 分室の管理運営を行っている。（令和6年度）

3 経過

- | | |
|-------------|------------------------|
| 令和6年7月1日 | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |
| 7月12日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月19日 | 申請予定者説明会の開催（2団体の参加） |
| 7月31日～8月30日 | 公募期間 |
| 9月25日 | 審査の実施 |

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	546.0点	364.6点	66.8%	13,903,000円	13,903,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

新規施設でありながらも、他施設の管理実績を生かした運営を行っており、今後の更なる施設の効用の拡大が見込まれる点や、日常的に学校や家庭との連携が図られており、地域に密着した運営を行っている点が評価された。

6 審査員

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 盛岡市立見前小学校長 | 山 内 弘 文 |
| (2) 見前小学校PTA会長 | 堀 合 貴 子 |
| (3) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 | 杉 田 博 信 |

盛岡市産学官連携研究センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 名 称 | 盛岡市産学官連携研究センター |
| (2) 位 置 | 盛岡市上田四丁目3番5号 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募 |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 2団体

※ いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 株式会社イノベーションラボ岩手
- ・ 新規、再指定の別 新規

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ イノベーションをもたらす人材の確保・育成・支援
- ・ 大学発ベンチャー等の育成・支援
- ・ 企業のイノベーションに関する育成・支援
- ・ イノベーション関連施設の管理・運営
- ・ イノベーションプロジェクトの企画・実施
- ・ 地域振興に関するコンサルティング業務の受委託
- ・ 地域振興及び生活環境に関する図書の編集及び出版 他

- (4) 候補者の実績

- ・ 2024年度で5期目となる大学生向けの人材育成講座「いわてイノベーションスクール」によるアントレプレナー教育
- ・ 岩手の学生のための交流プラットフォーム「ポテトファクトリー」の運営
- ・ 「岩手県起業家人材育成事業」や「盛岡市地域企業成長加速支援事業」などの業務受託

3 経過

- | | |
|-----------|------------------------|
| 令和6年9月13日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 9月15日 | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |

9月20日	申請予定者説明会の開催（2団体の参加）
9月17日～10月16日	公募期間
10月23日	審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	株式会社イノベーションラボ岩手	676.0点	419.9点	62.1%	19,391,000円	19,285,016円
2	A		349.7点	51.7%		19,391,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

それぞれの申請者から、これまでの活動の中で培った得意分野を盛り込んだ提案がなされていた。

その上で、指定管理者候補者となった団体は、これまでの活動で岩手大学と築いた関係性や、施設の設置目的に合わせた提案内容となっていたことが評価された。

また、盛岡市産学官連携研究センターに入居し支援を受けた経験を持つことから、入居企業目線での支援の実施が期待される点も評価された。

6 審査員

- (1) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター連携推進監 伊 藤 良 仁
- (2) 公益財団法人いわて産業振興センター産学連携部長 田 澤 潤
- (3) 国立大学法人岩手大学研究・地域連携部長 濱 田 秀 樹
- (4) 盛岡市商工労働部ものづくり推進課長 鈴 木 健 二

盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場及び盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|---|
| (1) 名 称 | ア 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場
イ 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場 |
| (2) 位 置 | ア 盛岡市盛岡駅前通11番11号
イ 盛岡市盛岡駅西通二丁目 225番、盛岡市盛岡駅西通一丁目 138番 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募 |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 合同会社ロードプリンス
- ・ 新規、再指定の別 新規

- (3) 候補者の主な業務内容

自転車及び自動二輪車等の販売及び修理、除雪作業の請負業務等

- (4) 候補者の実績

令和2年度から盛岡市の道路除排雪業務委託を受託している。

3 経過

- | | |
|------------|------------------------|
| 令和6年7月1日 | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |
| 7月18日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月24日 | 申請予定者説明会の開催（1団体の参加） |
| 8月1日～8月30日 | 公募期間 |
| 9月18日 | 審査の実施 |

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	合同会社ロードプリンス	672点	338.9点	50.4%	21,111,000円	20,012,292円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

自転車及び自動二輪車に関連した実績及び知見を活かした事業計画が提案されており、施設の設置目的に合致する良好な管理運営とともに、利用促進が期待できることが評価された。

6 審査員

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 公立大学法人岩手県立大学総合政策学部准教授 | 宇佐美 誠 史 |
| (2) 盛岡自転車会議 事務局長 | 加 藤 昭 一 |
| (3) 株式会社盛岡地域交流センター 営業部長 | 中 村 博 幸 |
| (4) 盛岡市建設部交通政策課長 | 齋 藤 剛 |

盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 盛岡ふれあい覆馬場プラザ |
| (2) 位 置 | 盛岡市青山二丁目 6 番 8 号 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和12年 3 月31日（5 年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募 |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 青山地区まちづくり協議会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 地域づくり計画に基づく地域づくり事業
- ・ 盛岡ふれあい覆馬場プラザの指定管理事業

- (4) 候補者の実績

- ・ 平成24年 6 月 1 日から平成27年 3 月31日まで 第 1 期盛岡ふれあい覆馬場プラザ指定管理
- ・ 平成27年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月31日まで 第 2 期盛岡ふれあい覆馬場プラザ指定管理
- ・ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで 第 3 期盛岡ふれあい覆馬場プラザ指定管理

3 経過

- | | |
|----------------|------------------------|
| 令和 6 年 7 月 1 日 | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |
| 7 月 9 日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月16日 | 申請予定者説明会の開催（1 団体の参加） |
| 7 月18日～8 月19日 | 公募期間 |
| 8 月26日 | 審査の実施 |

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	青山地区まちづくり 協議会	672.0点	487.5点	72.5%	11,684,000円	11,684,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

施設の設置目的をよく理解しており、歴史を守り、市民の交流の場として、多くの方々に利用されるよう、工夫し、熱心に取り組んでいる姿勢が評価できる。これまでの実績もあり、現在の利用者とのつながり等、円滑な運営が期待できる。加えて、現在の課題も理解していることから、その改善により本施設の目的にさらに近づくことも期待される。加えて、施設の認知度を高めるための取組み及び利用者に対するサービス向上に特に意を払っている点が良かった。

6 審査員

- (1) 岩手県立大学総合政策学部教授 倉 原 宗 孝
- (2) 盛岡商工会議所常務理事事務局長 水 野 匠
- (3) 盛岡市町内会連合会会長 小枝指 好 夫
- (4) 盛岡市都市整備部景観政策課長 三 橋 一 仁

岩手公園の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 名 称 | 岩手公園 |
| (2) 位 置 | 盛岡市内丸1番37号 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募 |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 特定非営利活動法人緑の相談室
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 社会教育の推進を図る活動
- ・ まちづくりの推進を図る活動
- ・ 観光の振興を図る活動

- (4) 候補者の実績

- ・ 内丸緑地指定管理 令和5年4月1日～令和10年3月31日
- ・ 岩手公園指定管理 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・ 高田松原津波復興祈念公園 国営追悼・祈念施設 令和5年4月1日～令和7年3月31日
※一般財団法人公園財団と共同で管理
- ・ 県立高田松原津波復興祈念公園 令和4年4月1日～令和7年3月31日
※一般財団法人公園財団と共同で管理

3 経過

- | | |
|-------------|------------------------|
| 令和6年7月17日 | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |
| 7月17日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月25日 | 申請予定者説明会の開催（2団体の参加） |
| 7月29日～8月28日 | 公募期間 |

9月18日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	特定非営利活動法人緑 の相談室	468点	298.3点	63.7%	21,714,000円	21,714,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

書類審査では、設置目的に合致した基本方針の策定と施設の運営に利用者が関与することについて方策がとられている点で評価が高かった。

聴き取りによる審査では、経費の縮減の工夫や今までの管理実績に基づいたアピールの点で評価が高かった。

6 審査員

- (1) 株式会社邑計画事務所 代表取締役 吉 田 基
- (2) 株式会社ネクサス 代表取締役 中 村 正
- (3) 盛岡市都市整備部公園みどり課長 玉 山 祐 司

好摩ふれあい広場の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 好摩ふれあい広場 |
| (2) 位 置 | 盛岡市好摩字上山 3 番地156 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和17年 3 月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 無 |
| (6) 利用料金制 | 採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募 |
| | （非公募理由） |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 好摩振興会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 会員の意見を集約し必要あるときは地域自治会と協力し活動する。
- ・ 会員の融和、親睦を計り併せて福祉増進に勤める。（好摩振興会規約 第 5 条）

- (4) 候補者の実績

各種振興会活動のほか、平成18年 4 月 1 日より好摩ふれあい広場の指定管理者である。

3 経過

- | | |
|----------------|----------------|
| 令和 6 年 7 月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月12日～ 8 月16日 | 募集期間 |
| 9 月 3 日 | 審査の実施 |

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	好摩振興会	255.2点	158.2点	61.9%	0円	0円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の 100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
(2) 玉山総合事務所産業振興課長 佐 藤 武 志

渋民ふれあい広場の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 渋民ふれあい広場 |
| (2) 位 置 | 盛岡市下田字陣場41番地178 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和17年 3 月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 無 |
| (6) 利用料金制 | 採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募 |
| | （非公募理由） |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- | |
|--------------|
| (2) 指定管理者候補者 |
|--------------|

- | | |
|------------|--------|
| ・ 団体名称 | 船田東自治会 |
| ・ 新規、再指定の別 | 再指定 |

- | |
|----------------|
| (3) 候補者の主な業務内容 |
|----------------|

- | |
|---------------------------------|
| ・ 防災、防犯及び交通安全に関すること。 |
| ・ 保健及び生活環境衛生に関すること。 |
| ・ 福祉及び健康増進に関すること。 |
| ・ 美化・清掃及びリサイクル等環境保全に関すること。 |
| ・ 文化、体育及びレクリエーションに関すること。 |
| ・ その他目的達成に関すること。（船田東自治会規約第 3 条） |

- | |
|------------|
| (4) 候補者の実績 |
|------------|

各種自治会活動のほか、平成18年 4 月 1 日より渋民ふれあい広場の指定管理者である。

3 経過

- | | |
|--------------------|----------------|
| 令和 6 年 7 月 10 日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月 12 日～ 8 月 16 日 | 募集期間 |
| 9 月 3 日 | 審査の実施 |

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	船田東自治会	255.2点	148.9点	58.3%	0円	0円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の 100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
(2) 玉山総合事務所産業振興課長 佐 藤 武 志

好摩地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 好摩地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市好摩字野中67番地10 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募 |
| | （非公募理由） |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- | |
|--------------|
| (2) 指定管理者候補者 |
|--------------|

- | | |
|------------|-----------------------|
| ・ 団体名称 | 好摩地区コミュニティセンター管理運営委員会 |
| ・ 新規、再指定の別 | 再指定 |

- | |
|----------------|
| (3) 候補者の主な業務内容 |
|----------------|

- | |
|---------------------------|
| ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。 |
| ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。 |
| ・ 生産に関すること。 |
| ・ コミュニティセンターに関すること。 |
| ・ 行政推進に関すること。 |
| ・ その他目的達成に必要なこと。 |

（好摩地区コミュニティセンター管理運営委員会規約 第3条）

- | |
|------------|
| (4) 候補者の実績 |
|------------|

各種自治会活動のほか、平成17年4月1日より好摩地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

令和6年7月10日	募集要項・仕様書等の配布開始
-----------	----------------

7月12日～8月16日 募集期間

8月27日 審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	好摩地区コミュニティ センター管理運営委員 会	267.2点	162.2点	60.7%	1,000,000円	1,000,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 小 山 訓

日戸地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 日戸地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市日戸字古屋敷68番地 2 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和17年 3 月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- | |
|--------------|
| (2) 指定管理者候補者 |
|--------------|

- | | |
|------------|-------|
| ・ 団体名称 | 日戸自治会 |
| ・ 新規、再指定の別 | 再指定 |

- | |
|----------------|
| (3) 候補者の主な業務内容 |
|----------------|

- | |
|-------------------------------|
| ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。 |
| ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。 |
| ・ 生産に関すること。 |
| ・ コミュニティセンターに関すること。 |
| ・ 行政推進に関すること。 |
| ・ その他目的達成に必要なこと。（日戸自治会規約 第3条） |

- | |
|------------|
| (4) 候補者の実績 |
|------------|

各種自治会活動のほか、平成17年 4 月 1 日より日戸地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|---------------|----------------|
| 令和 6 年 7 月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月12日～8 月16日 | 募集期間 |

8月27日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	日戸自治会	267.2点	158.5点	59.3%	344,000円	344,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 | 工 藤 貢 |
| (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 | 小 山 訓 |

川又地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 川又地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市川又字赤坂12番地173 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- | |
|--------------|
| (2) 指定管理者候補者 |
|--------------|

- | | |
|------------|-------|
| ・ 団体名称 | 川又自治会 |
| ・ 新規、再指定の別 | 再指定 |

- | |
|----------------|
| (3) 候補者の主な業務内容 |
|----------------|

- | |
|-------------------------------|
| ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。 |
| ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。 |
| ・ 生産に関すること。 |
| ・ コミュニティセンターに関すること。 |
| ・ 行政推進に関すること。 |
| ・ その他目的達成に必要なこと。（川又自治会規約 第3条） |

- | |
|------------|
| (4) 候補者の実績 |
|------------|

各種自治会活動のほか、平成17年4月1日より川又地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|-------------|----------------|
| 令和6年7月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月12日～8月16日 | 募集期間 |

8月27日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	川又自治会	267.2点	151.7点	56.7%	209,000円	209,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 小 山 訓

生出3地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 生出3地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市下田字生出1038番地10 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 生出3自治会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。
- ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・ 生産に関すること。
- ・ コミュニティセンターに関すること。
- ・ 行政推進に関すること。
- ・ その他目的達成に必要なこと。（生出3自治会規約 第3条）

- (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成17年4月1日より生出3地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|-------------|----------------|
| 令和6年7月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月12日～8月16日 | 募集期間 |

9月3日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	生出3自治会	267.2点	153.2点	57.3%	521,000円	521,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 小 山 訓

渋民地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 渋民地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市渋民字小前田321番地 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 渋民振興会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。
- ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・ 生産に関すること。
- ・ コミュニティセンターに関すること。
- ・ 行政推進に関すること。
- ・ その他目的達成に必要なこと。（渋民振興会規約 第4条）

- (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成17年4月1日より渋民地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|-------------|----------------|
| 令和6年7月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月12日～8月16日 | 募集期間 |

9月3日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	渋民振興会	267.2点	157.8点	59.0%	304,000円	304,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 | 工 藤 貢 |
| (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 | 小 山 訓 |

山田地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 山田地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市下田字頭無15番地12 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- | |
|--------------|
| (2) 指定管理者候補者 |
|--------------|

- | | |
|------------|-------|
| ・ 団体名称 | 山田自治会 |
| ・ 新規、再指定の別 | 再指定 |

- | |
|----------------|
| (3) 候補者の主な業務内容 |
|----------------|

- | |
|-------------------------------|
| ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。 |
| ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。 |
| ・ 生産に関すること。 |
| ・ コミュニティセンターに関すること。 |
| ・ 行政推進に関すること。 |
| ・ その他目的達成に必要なこと。（山田自治会規約 第3条） |

- | |
|------------|
| (4) 候補者の実績 |
|------------|

各種自治会活動のほか、平成17年4月1日より山田地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|-------------|----------------|
| 令和6年7月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月12日～8月16日 | 募集期間 |

9月3日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	山田自治会	267.2点	156.5点	58.5%	306,000円	306,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 小 山 訓

巻堀地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 巻堀地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市巻堀字巻堀33番地 2 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和17年 3 月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 巻堀自治会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。
- ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・ 生産に関すること。
- ・ コミュニティセンターに関すること。
- ・ 行政推進に関すること。
- ・ その他目的達成に必要なこと。（巻堀自治会規約 第3条）

- (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成18年 4 月 1 日より巻堀地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|---------------|----------------|
| 令和 6 年 7 月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月12日～8 月16日 | 募集期間 |

9月4日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	巻堀自治会	267.2点	155.5点	58.2%	342,000円	342,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 | 工 藤 貢 |
| (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 | 小 山 訓 |

芋田地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 芋田地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市芋田字下芋田109番地2 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 芋田自治会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。
- ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・ 生産に関すること。
- ・ コミュニティセンターに関すること。
- ・ 行政推進に関すること。
- ・ その他目的達成に必要なこと。（芋田自治会規約 第3条）

- (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成18年4月1日より芋田地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|-------------|----------------|
| 令和6年7月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月12日～8月16日 | 募集期間 |

8月29日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	芋田自治会	267.2点	162.1点	60.6%	267,000円	267,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 小 山 訓

好摩東地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 好摩東地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市好摩字上山 3 番地38 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和17年 3 月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 好摩東自治会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。
- ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・ 生産に関すること。
- ・ コミュニティセンターに関すること。
- ・ 行政推進に関すること。
- ・ その他目的達成に必要なこと。（好摩東自治会規約 第3条）

- (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成18年 4 月 1 日より好摩東地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|---------------|----------------|
| 令和 6 年 7 月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月12日～8 月16日 | 募集期間 |

8月29日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	好摩東自治会	267.2点	160.5点	60.0%	267,000円	267,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 | 工 藤 貢 |
| (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 | 小 山 訓 |

山谷川目地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 山谷川目地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市玉山字糠森73番地 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 山谷川目自治会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。
- ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・ 生産に関すること。
- ・ コミュニティセンターに関すること。
- ・ 行政推進に関すること。
- ・ その他目的達成に必要なこと。（山谷川目自治会規約 第3条）

- (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成18年4月1日より山谷川目地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|-------------|----------------|
| 令和6年7月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月12日～8月16日 | 募集期間 |

8月29日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	山谷川目自治会	267.2点	151.7点	56.7%	238,000円	238,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 | 工 藤 貢 |
| (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 | 小 山 訓 |

城内地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 城内地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市玉山字城内37番地 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和17年 3 月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- | |
|--------------|
| (2) 指定管理者候補者 |
|--------------|

- | | |
|------------|-------|
| ・ 団体名称 | 城内自治会 |
| ・ 新規、再指定の別 | 再指定 |

- | |
|----------------|
| (3) 候補者の主な業務内容 |
|----------------|

- | |
|-------------------------------|
| ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。 |
| ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。 |
| ・ 生産に関すること。 |
| ・ コミュニティセンターに関すること。 |
| ・ 行政推進に関すること。 |
| ・ その他目的達成に必要なこと。（城内自治会規約 第5条） |

- | |
|------------|
| (4) 候補者の実績 |
|------------|

各種自治会活動のほか、平成18年4月1日より城内地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|---------------|----------------|
| 令和 6 年 7 月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月12日～8 月16日 | 募集期間 |

8月29日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	城内自治会	267.2点	156.5点	58.5%	299,000円	299,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 | 工 藤 貢 |
| (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 | 小 山 訓 |

下田川崎地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 下田川崎地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市下田字上下田89番地 3 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和17年 3 月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 下田川崎自治会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。
- ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・ 生産に関すること。
- ・ コミュニティセンターに関すること。
- ・ 行政推進に関すること。
- ・ その他目的達成に必要なこと。（下田川崎自治会規約 第3条）

- (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成18年 4 月 1 日より下田川崎地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|---------------|----------------|
| 令和 6 年 7 月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月12日～8 月16日 | 募集期間 |

8月29日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	下田川崎自治会	267.2点	156.5点	58.5%	454,000円	454,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 | 工 藤 貢 |
| (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 | 小 山 訓 |

永井地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 永井地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市玉山永井字永井沢117番地 1 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和17年 3 月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- | |
|--------------|
| (2) 指定管理者候補者 |
|--------------|

- | | |
|------------|-------|
| ・ 団体名称 | 永井自治会 |
| ・ 新規、再指定の別 | 再指定 |

- | |
|----------------|
| (3) 候補者の主な業務内容 |
|----------------|

- | |
|-------------------------------|
| ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。 |
| ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。 |
| ・ 生産に関すること。 |
| ・ コミュニティセンターに関すること。 |
| ・ 行政推進に関すること。 |
| ・ その他目的達成に必要なこと。（永井自治会規約 第3条） |

- | |
|------------|
| (4) 候補者の実績 |
|------------|

各種自治会活動のほか、平成18年4月1日より永井地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|---------------|----------------|
| 令和 6 年 7 月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月12日～8 月16日 | 募集期間 |

8月29日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	永井自治会	267.2点	151.7点	56.7%	430,000円	430,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 | 工 藤 貢 |
| (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 | 小 山 訓 |

大台地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 大台地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市好摩字新田155番地19 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- | |
|--------------|
| (2) 指定管理者候補者 |
|--------------|

- | | |
|------------|-------|
| ・ 団体名称 | 大台自治会 |
| ・ 新規、再指定の別 | 再指定 |

- | |
|----------------|
| (3) 候補者の主な業務内容 |
|----------------|

- | |
|-------------------------------|
| ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。 |
| ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。 |
| ・ 生産に関すること。 |
| ・ コミュニティセンターに関すること。 |
| ・ 行政推進に関すること。 |
| ・ その他目的達成に必要なこと。（大台自治会規約 第3条） |

- | |
|------------|
| (4) 候補者の実績 |
|------------|

各種自治会活動のほか、平成19年4月1日より大台地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|-------------|----------------|
| 令和6年7月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月12日～8月16日 | 募集期間 |

8月29日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	大台自治会	267.2点	153.2点	57.3%	260,000円	260,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 小 山 訓

白沢地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 白沢地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市玉山字宮前84番地 5 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和17年 3 月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- | |
|--------------|
| (2) 指定管理者候補者 |
|--------------|

- ・ 団体名称 白沢自治会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- | |
|----------------|
| (3) 候補者の主な業務内容 |
|----------------|

- ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。
- ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・ 生産に関すること。
- ・ コミュニティセンターに関すること。
- ・ 行政推進に関すること。
- ・ その他目的達成に必要なこと。（白沢自治会規約 第3条）

- | |
|------------|
| (4) 候補者の実績 |
|------------|

各種自治会活動のほか、平成20年4月1日より白沢地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|---------------|----------------|
| 令和 6 年 7 月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月12日～8 月16日 | 募集期間 |

8月30日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	白沢自治会	267.2点	154.2点	57.7%	252,000円	252,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 | 工 藤 貢 |
| (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 | 小 山 訓 |

舟田 2 地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 舟田 2 地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市下田字陣場54番地 432 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和17年 3 月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- | |
|--------------|
| (2) 指定管理者候補者 |
|--------------|

- | | |
|------------|----------|
| ・ 団体名称 | 舟田 2 自治会 |
| ・ 新規、再指定の別 | 再指定 |

- | |
|----------------|
| (3) 候補者の主な業務内容 |
|----------------|

- | |
|------------------------------------|
| ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。 |
| ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。 |
| ・ 生産に関すること。 |
| ・ コミュニティセンターに関すること。 |
| ・ 行政推進に関すること。 |
| ・ その他目的達成に必要なこと。（舟田 2 自治会規約 第 3 条） |

- | |
|------------|
| (4) 候補者の実績 |
|------------|

各種自治会活動のほか、平成21年 4 月 1 日より舟田 2 地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|---------------|----------------|
| 令和 6 年 7 月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月12日～8 月16日 | 募集期間 |

8月30日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	舟田2自治会	267.2点	155.7点	58.2%	316,000円	316,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 | 工 藤 貢 |
| (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 | 小 山 訓 |

馬場状小屋地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 馬場状小屋地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市玉山馬場字状小屋3番地3 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 馬場状小屋自治会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。
- ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・ 生産に関すること。
- ・ コミュニティセンターに関すること。
- ・ 行政推進に関すること。
- ・ その他目的達成に必要なこと。（馬場状小屋自治会規約 第3条）

- (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成22年2月1日より馬場状小屋地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|-------------|----------------|
| 令和6年7月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月12日～8月16日 | 募集期間 |

8月30日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	馬場状小屋自治会	267.2点	156.5点	58.5%	206,000円	206,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 小 山 訓

松内地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 松内地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市松内字松内36番地33 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和17年 3 月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 松内自治会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。
- ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・ 生産に関すること。
- ・ コミュニティセンターに関すること。
- ・ 行政推進に関すること。
- ・ その他目的達成に必要なこと。（松内自治会規約 第3条）

- (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成23年4月1日より松内地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|---------------|----------------|
| 令和 6 年 7 月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月12日～8 月16日 | 募集期間 |

9月4日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	松内自治会	267.2点	151.7点	56.7%	252,000円	252,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 小 山 訓

小袋地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 小袋地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市好摩字夏間木70番地31 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 小袋自治会
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。
- ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・ 生産に関すること。
- ・ コミュニティセンターに関すること。
- ・ 行政推進に関すること。
- ・ その他目的達成に必要なこと。（小袋自治会規約 第3条）

- (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成24年4月1日より小袋地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|-------------|----------------|
| 令和6年7月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月12日～8月16日 | 募集期間 |

8月30日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	小袋自治会	267.2点	156.2点	58.4%	287,000円	287,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 小 山 訓

前田地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 前田地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市玉山馬場字芦名沢63番地 6 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和17年 3 月31日（10年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募
(非公募理由) |

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- | |
|--------------|
| (2) 指定管理者候補者 |
|--------------|

- | | |
|------------|-------|
| ・ 団体名称 | 前田自治会 |
| ・ 新規、再指定の別 | 再指定 |

- | |
|----------------|
| (3) 候補者の主な業務内容 |
|----------------|

- | |
|-------------------------------|
| ・ 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。 |
| ・ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。 |
| ・ 生産に関すること。 |
| ・ コミュニティセンターに関すること。 |
| ・ 行政推進に関すること。 |
| ・ その他目的達成に必要なこと。（前田自治会規約 第3条） |

- | |
|------------|
| (4) 候補者の実績 |
|------------|

各種自治会活動のほか、平成26年 4 月 1 日より前田地区コミュニティセンターの指定管理者である。

3 経過

- | | |
|---------------|----------------|
| 令和 6 年 7 月10日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7 月12日～8 月16日 | 募集期間 |

8月30日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	前田自治会	267.2点	157.2点	58.8%	272,000円	272,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていることなどが高く評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 玉山総合事務所次長兼総務課長 | 工 藤 貢 |
| (2) 玉山総合事務所健康福祉課長 | 小 山 訓 |

盛岡市サクラパーク姫神の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 名 称 | 盛岡市サクラパーク姫神 |
| (2) 位 置 | 盛岡市日戸字姥懐36番地64 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募 |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 合同会社ひのと
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市サクラパーク姫神に隣接する「さくらパーク日戸パークゴルフ場」の運営

- (4) 候補者の実績

平成29年度から令和6年度までの間、盛岡市サクラパーク姫神の指定管理者として、公園の運営及び維持管理を行った。

3 経過

- | | |
|------------|------------------------|
| 令和6年7月1日 | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |
| 7月12日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月26日 | 申請予定者説明会未実施（参加者無しのため。） |
| 8月1日～8月30日 | 公募期間 |
| 9月18日 | 審査の実施 |

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	合同会社ひのと	576.0点	391.4点	68.0%	3,292,000円	3,292,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまでの施設管理において、限りある予算の中で工夫した施設の維持管理を行ってきた実績があることや、パークゴルフ場の利用客をターゲットにした一体的な施設利用等、今後の施設利用者数の増加に向けた様々な取組が期待出来る提案であり、高く評価できる。

6 審査員

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 盛岡商工会議所玉山支所長 | 竹 澤 順 悦 |
| (2) 岩手県企業局施設総合管理所長 | 高 橋 浩 |
| (3) 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会専務理事 | 石 橋 浩 幸 |
| (4) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 | 佐 藤 武 志 |

盛岡市見前南地区公民館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 名 称 | 盛岡市見前南地区公民館 |
| (2) 位 置 | 盛岡市西見前13地割50番地 |
| (3) 制度導入の種別 | 継続（指定期間満了による更新） |
| (4) 指定期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募 |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 第一商事株式会社
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ ビルメンテナンス業（ビル管理、廃棄物収集運搬、警備等）
- ・ 介護福祉事業（医療機器等の販売・賃貸、介護保険指定事業所の運営、サービス付き高齢者向け住宅の運営、地域型保育事業）

- (4) 候補者の実績

- ・ 盛岡市見前南地区公民館の管理運営全般
- ・ 岩手県公会堂の管理運営全般
- ・ 矢巾町活動交流センター管理運営全般 他

3 経過

- | | |
|------------|------------------------|
| 令和6年6月26日 | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |
| 7月12日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 7月24日 | 申請予定者説明会の開催（2団体の参加） |
| 8月1日～8月30日 | 公募期間 |
| 9月5日 | 審査の実施 |

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	第一商事株式会社	624点	421.4点	67.5%	18,350,000円	18,300,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、施設の特長を踏まえつつ経費節減にも努力した事業計画と、施設の維持管理や職員の体制などの分野で各種施設における実績を生かした管理運営の点において評価された。また、市民のニーズを考慮した公民館事業や自主事業の実施方針と地区公民館の特性を理解して地域づくりに貢献しようとする姿勢が提案内容に表れていた点も評価された。

6 審査員

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 岩手県社会教育連絡協議会・会長 | 大 橋 清 司 |
| (2) 盛岡市公民館運営審議会・会長 | 川守田 進 一 |
| (3) 盛岡商工会議所・理事・事務局長 | 水 野 匠 |
| (4) 盛岡市教育委員会事務局生涯学習課長 | 菊 池 まゆみ |

石川啄木記念館及び盛岡市玉山歴史民俗資料館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | ア 石川啄木記念館
イ 盛岡市玉山歴史民俗資料館 |
| (2) 位 置 | ア 盛岡市洪民字洪民 9 番地
イ 同上 |
| (3) 制度導入の種別 | 新規 |

(新規の理由)

盛岡市玉山歴史民俗資料館を、石川啄木記念館との複合施設として移転増築するに当たり、
両施設を合同で管理する指定管理者を新規で指定するため。

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (4) 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和10年 3 月31日 (3 年) |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募 |

2 申請の状況及び選定結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 申請団体数 | 1 団体 |
|-----------|------|

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 公益財団法人盛岡市文化振興事業団
- ・ 新規、再指定の別 新規

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 文化、歴史及び社会教育に関する教育普及事業
- ・ 市民が行う文化活動の育成及び支援に関する事業
- ・ 文化、教育等に関する調査研究、情報の収集及び提供事業
- ・ 歴史、芸術、民俗等に関する資料収集、調査研究、保管、展示等の事業

(4) 候補者の実績

盛岡てがみ館、原敬記念館、盛岡市先人記念館、石川啄木記念館など博物館施設 4 館のほか、
盛岡市民文化ホール、河南公民館など文化会館及び公民館の指定管理

3 経過

- | | |
|--------------------|----------------|
| 令和 6 年 9 月 13 日 | 募集要項・仕様書等の配布開始 |
| 9 月 13 日～10 月 16 日 | 公募期間 |

10月23日

審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人盛岡 市文化振興事業団	683.2点	519.6点	76.1%	34,733,000円	34,733,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体が管理を行う他の施設との連携が図られる点、また、新たに指定管理制度を導入する盛岡市玉山歴史民俗資料館について、類似施設の管理運営で蓄積されたノウハウを活かした施設運営を期待できる点が評価された。

6 審査員

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (1) 盛岡商工会議所玉山地域運営協議会会長 | 菊 地 慶 |
| (2) 岩手県文化財愛護協会会長 | 中 村 英 俊 |
| (3) 石川啄木記念館・玉山歴史民俗資料館整備検討懇話会委員 | 竹 田 俊 光 |
| (4) 盛岡市教育委員会事務局歴史文化課長 | 小 國 渉 |